

財団法人 2005 年日本国際博覧会協会

役員退職手当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人2005年日本国際博覧会協会(以下「協会」という。)の常勤役員(以下「役員」という。)に対する退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、在職期間が2年以上の役員が退職し、解任されたときはその者に、死亡したときはその遺族に支給する。ただし、役員が協会寄附行為第21条の規定により解任されたときは退職手当を支給しないことができる。

2 役員が任期満了により退職した場合において、任期満了の日又はその翌日において再びその者が同一の役員となったときは、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日又はその翌日において役職を異にする役員となった場合も同様とする。

3 役員が任期満了等により無給の役員となった場合は、その者の退職手当の支給については、無給の役員となった日の前日に退職したものとみなす。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、役員が退職し、解任され、又は死亡した日におけるその者の俸給月額に、その者の在職期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 3年までの期間については、1年につき100分の75

(2) 3年を超える期間については、1年につき100分の100

(在職期間)

第4条 退職手当の基礎となる在職期間の計算は、役員となった日の属する月から退職し、解任され、又は死亡した日の属する月までの月数による。

2 前項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合は、月割をもって計算し、この場合において1年未満の端数があるときは、これを1月とする。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 第2条第1項に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)
- (2) 配偶者がいない場合は、役員の死亡当時、主として役員の収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族
- (3) 前2号に該当しない子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は前項各号の順位による。前項第2号及び第3号に掲げる者のうちあっては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。祖父母については、養父母の養父母を先にし、養父母の実父母を後にし、実父母の養父母を先にし、実父母の実父母の順とし、その他の親族については職員との親等の近い順とする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2名以上ある場合には、その人数によって等分にして支給する。

(端数の処理)

第6条 報酬の計算における端数は、1円未満を切り捨てる。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、事務総長が別にこれを定める。

附 則

この規則は平成16年3月1日から施行する。